

『令和6年版 宅地建物取引士テキスト』

③宅地建物取引業法 訂正のお知らせ

『令和6年版 宅地建物取引士テキスト』③宅地建物取引業法に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

70 ページ欄外に右記のような法改正に関する記述がありますが、削除いたします。

特定商取引法は、訪問販売や通信販売などの取引が対象で、宅地建物の取引は対象とはなりません。

申込みの撤回等（クーリング・オフ）の通知は、宅建業法 37 条の 2 第 1 項の規定どおり、「書面」により行う必要があります。

法改正

申込みの撤回等の通知は、特定商取引法の改正により、電磁的記録により行うことが可能となった（令和4年6月1日施行）

以上、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。
今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

ビジネス教育出版社 教育事業部